

告 示 第 4 1 4 号

令 和 8 年 4 月 1 日

鹿 児 島 市 長 下 鶴 隆 央

ハラスメント及びコンプライアンス等 e ラーニング研修業務委託に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

ハラスメント及びコンプライアンス等 e ラーニング研修業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、ハラスメント及びコンプライアンス等 e ラーニング研修業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書を提出してください。

## 記

### 1 業務の概要

本市職員の業務遂行能力の向上及び組織全体の知識基盤の強化を図ることを目的として、多様化・高度化する行政課題や市民ニーズに対応するため、時間や場所にとらわれず受講可能な e ラーニング研修を実施する。

### 2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税（鹿児島市内に営業所等がないために本市への納税義務がない場合は、本市内の営業を担当する事務所が所在する市区町村の市区町村税）を完納していること。
- (3) 企画提案競技参加申込書の提出日において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。

(7) 令和5年度以降、国、県又は市町村が行う本業務と同様の業務の受託実績を有していること。

### 3 提出要領

#### (1) 提出期間

この告示の日から令和8年4月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）。ただし、(4)イ及びウの書類については、同年5月12日（火）午後4時30分までに提出すること。

#### (2) 提出時間

午前8時45分から午後4時30分まで（直接持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

#### (3) 提出場所及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市総務局総務部人事課人事研修係（鹿児島市役所本館2階）

電話 099-216-1137

ファックス 099-224-8900

電子メールアドレス jin-jinji@city.kagoshima.lg.jp

#### (4) 提出書類

鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている業者については、オからケまでの書類の提出を省略することができる。なお、証明書類は、証明年月日が書類提出前3か月以内のものとする。

ア 企画提案競技参加申込書（様式第1）

イ 企画提案書

ウ 見積書（様式第2）

エ 会社概要及び受注実績表（様式第3）

オ 暴力団排除に関する誓約書（様式第4）

カ 決算書（財務諸表（貸借対照表・損益計算書及び株主資本等変動計算書））直前1期分。なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況が分かる書類

キ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

ク 印鑑登録証明書（原本提示の場合、写しでも可）

ケ 市税に滞納がないことの証明書。ただし、鹿児島市内に営業所等がないために本市への納税義務がない場合は、本市内の営業を担当する事務所が所在する市区町村発行の「市区町村税」納税証明書とする。

(5) 提出部数

正本 アからケまでの書類 各1部

副本 イからエまでの書類 各7部

(6) 提出方法

提出場所に持参、郵送又は宅配便の方法により提出すること。なお、郵送又は宅配便の場合も提出期間内に必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(7) 注意事項

本企画提案競技の参加に際しては、別に定めるハラスメント及びコンプライアンス等eラーニング研修業務委託契約に係る企画提案競技実施要領を確認すること。

4 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和8年4月17日（金）までに通知する。

5 質疑応答

本委託業務に係る条件や応募手続について質問がある場合には、以下の要領にて質問を受ける。

(1) 質問方法

質問書（様式第5）に質問事項を記載し、電子メールで送付すること。電話など口頭による質問には回答しない。

(2) 質問受付期限

令和8年4月14日（火）午後4時30分まで（期限厳守）

(3) 質問先

3(3)の問い合わせ先メールアドレス

(4) 回答方法

回答は、令和8年4月17日（金）までに本市ホームページ上に掲載する。

6 その他

ハラスメント及びコンプライアンス等eラーニング研修業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書、実施要領その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ

(<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。